

平成23年9月7日

横浜市栄区

区長 尾仲 富士夫 殿

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会（連協）
会長 比留間哲生

質問書

貴職におかれては区長就任以来、区民が安心して住める栄区の生活環境整備のためご精励のことと思っております。

ところで早速乍ら、今回私達区民にとって納得し難い件が発生し、私達として貴職が何を意図してこのような問題を取り上げたのか、貴職のお考えを伺いたく以下質問を差し上げる次第です。

尚、連協は栄区の横浜環状南線（以下、南線という）沿線の15団体（町会、自治会単位8、環境を守る会7）約5000戸から成る組織であり、従って、以下の質問は連協に属する区民の声として受け止めて誠実かつ率直な回答をお願い致します。

質問1. 栄区は昨平成22年7月23日～8月9日の間、栄区内に居住する20歳以上の区民3000人（無作為抽出）を対象に区民意識調査を実施した。しかるに栄区は本年9月区民1500人を対象として意識調査を計画し、すでに実施中であることがわかった。このような大規模な意識調査は貴重な税金を使って行うものである以上、そこに区民として納得できる必要性がなければならない。しかし、僅か1年の間隔でなぜ2回にわたり大規模な区民意識調査を行う必要があるのか、納得できる理由を伺いたい。尚、今回の調査は貴職の独自の判断に基づくものか、又は区の実施要領に従ってなされたものかについても伺いたい。

質問2. 昨年の意識調査の設問は50問、今回の設問は20問であり、この20問中10問は昨年の設問と殆ど又は全く同一内容である。しかもこれらは僅か1年の経過の中で区民の意識が変わると思われられないものばかりであり、例えば問5で昨年度の間6と全く同じ設問「あなたがお住まいの地域の道路・交通環境や利便性はいかがですか」は何のための質問かわからないし、このような行政業務は納税者からみれば明らかな税金の無駄遣いである。それでもこの調査は是非必要と主張されるのであればその理由を伺いたい。

質問3. 福祉・保健についてとして問10の設問が有り、これは昨年の福祉・保健についての設問16と対照して作られたもので、全く同一内容ではないが同じ福祉・保健関係として大略同一内容が項目として取り上げられている。ところが昨年の意識調査の設問16についての回答で区民が最も必要としたのは項目10の「ベビーカーや車いすでも移動できる町の整備」（30.6%）となっているにも拘わらず、今回の問10からこの項目が完全に消えている。昨年度福祉・保健関係で区民の要求第1位であった項目が本年の設問から消去されたのは不可解である。この項目が不注意で脱落したことはあり得ず、この項目を消去したのは明らかに意図的と見るべきである。しかもそれは、ベビーカーや車いすで移動できるようなまちづくりは期待できず、また行政としてもやる意思はないにも拘わらず毎回この要求が出るのは困ると考えて敢えて削除することによって区民意識表示の機会を無くしたとしか私達には思

われない。そうでないとしたら、なぜこのような切実な要求項目を削除したのか納得できる様に説明されたい。

質問4. 今回の設問11は、昨年度の設問22と1点のみを除いて全く同じ内容となっている。ただここでも不思議な事に昨年度の意識調査の回答で区民の要求第1位であった「介護保険制度についての情報提供」(42.6%)がすっぽりと抜けているのである。質問3で述べた昨年度区民の要求第1位の項目が抜落したのと同じく、ここでも区民の要求第1位の項目が完全に無視されて項目から消えたのである。これも意図的に削除した以外考えられず、なぜこの項目が消されたのか、その理由を納得できるよう説明されたい。その場合、曖昧な説明ではなく、なぜこの1年の間にこのような情報を知る必要がなくなっただのか、又は貴職としてこのような情報を提供する必要がなぜなくなったと考えたのか、といった具体的な形での回答をお願いします。

質問5. 今回の南線に関する問7は昨年度の問13と一字一句違わず全く同じものである。このような全く同一内容について僅か1年後に再度区民に問うのは異常である。南線についての区民の意識がこの1年の間に変わる事など常識的に考えられないことだからである。それにも拘わらず敢えてこの設問を再度取り上げたのは意図的としか考えられず、その意図は何かを伺いたい。

質問6. 昨年度の区民意識調査では従来一度も取り上げられることのなかった南線が突如として設問に組み込まれた。しかも設問内容は南線が国家プロジェクトとして圏央道の一部である事や、東名や中央道につながる利便性の高い道路である事を述べた上で、これらの利点を並べてあなたはこの中のどの項目に期待しますか、という問い方で、これは明らかに意図的な誘導方式である。これに対して連協は区民の意識に介入して一方的に誘導するやり方は原発問題での九州電力のやらせメールと同じやらせアンケートであると厳しく追及した。その上で平成23年2月23日付けで横浜市長に対して行政不服審査請求を行い、これが却下された後、横浜市監査委員に住民監査請求を行い、これの却下を受けて8月2日に横浜地裁に住民訴訟を提訴した。貴職としてこの経緯を承知の上で今回の意識調査の中に昨年と同じ内容の南線の設問を取り上げたのか伺いたい。もし行政不服審査請求、住民監査請求及び住民訴訟で私達が指摘したことは問題にする必要は無いと貴職が考えた上での事だとすれば、なぜそれが問題にならないのかについても説明願いたい。

質問7. 昨年の区民意識調査の集計に当たり栄区は南線に関する問13を含めて50問中半数近い設問について集計で大きなミスを冒し、百分率と全く無縁のとんでもない数値を算出してこれを%で表示した。これは通常は考えられない初歩的且つ重大な誤りであり、このような間違っただけの結果を区民に提供するのには区民への背信行為であり、さらに税金の無駄遣いである。しかるに貴職は今回同じ誤りを繰り返そうとしているとしか思われず、なぜ昨年度の間違いを改めることなく同じ間違いを繰り返そうとしているのかその理由を伺いたい。

以上の質問に対して貴職が真摯に耳を傾け私達が納得できる回答を可及的速やかに下さる事を強く求めます。

以上

参考配布先：横浜市長

横浜市道路局長

横浜市市民局長